法規的告示

○金融庁告示第二十二号

担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第四条第一項の規定に基づき、担保付社債信託法施行令第四条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件（平成十九年金融庁告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十二日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を次のように定め、平成十九年九月三十日から適用する。 ［一～十三　略］ ［号を削る。］ 十四～二十一　［略］	［同上］
	［一～十三　同上］ 十四　ＧＭＯあおぞらネット銀行株式会社 十五～二十二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第二十三号

事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する企業価値担保権信託会社を次のように定め、令和八年五月二十五日から適用する。

令和八年五月二十二日

金融庁長官　伊藤　豊

一　株式会社三菱ＵＦＪ銀行
二　株式会社みずほ銀行
三　株式会社三井住友銀行
四　株式会社りそな銀行
五　株式会社ＳＢＩ新生銀行
六　株式会社あおぞら銀行
七　オリックス銀行株式会社
八　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
九　みずほ信託銀行株式会社
十　三井住友信託銀行株式会社
十一　株式会社ＳＭＢＣ信託銀行
十二　ステート・ストリート信託銀行株式会社
十三　ニューヨークメロン信託銀行株式会社
十四　ＳＢＩ新生信託銀行株式会社
十五　日証金信託銀行株式会社
十六　日本マスタートラスト信託銀行株式会社
十七　農中信託銀行株式会社
十八　野村信託銀行株式会社
十九　農林中央金庫
二十　株式会社商工組合中央金庫
二十一　信金中央金庫

○金融庁告示第二十四号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）等の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年五月二十二日

金融庁長官　伊藤　豊

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第一条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信用リスク・アセットの額の合計額） **第十条**　［略］ ２　［略］ ３　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 ［一・二　略］ 三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十四項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの	（信用リスク・アセットの額の合計額） **第十条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一・二　同上］ 三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの
備考　表中の［　］の記載は注記である。	